## 日本料金保証 登録販売店向けマニュアル

### 1 取引基本契約の締結

当社サイトにおいて取引基本約款に同意し、販売店登録をすると、当社が自動的に販売店ごとに管理サイト(以下、「管理サイト」といいます。)を設置し、そのURLを登録された管理者に対してメールでご連絡します。

この管理サイトにログインするには、登録時に設定したメールアドレスとパスワードを使用します。これらは大変重要な情報になりますので、販売店において厳重に管理されるようお願い致します。

販売店が複数の支店や営業所を持っておられる場合、支店ごとに登録することも、全体を一つの販売店として登録することもできます。複数の支店、営業所を一つの販売店として登録した場合、ユーザー情報も一括して登録管理されることとなります。支店や営業所ごとにユーザーを管理する場合には、支店や営業所ごとに販売店登録をする必要があります。

# 2 保証サービスの対象となるユーザー

当社の保証サービスは、家庭用の供給契約に限ります。業務用の供給契約は対象となりません。

家庭用であれば、アパート、借家、持ち家などは問いません。また、法人契約であっても、社宅のように家庭用の利用であれば、保証サービスの対象となります。

アパートのオーナーがアパート全体の供給契約を一括して締結するように場合は、業務用になりますので、保証サービスの対象外です。

また、ユーザーと新たに供給契約を締結する際に保証委託契約を結ぶことが 多いと思いますが、すでに供給契約を締結しているユーザーについても、過去一 年間に滞納がない場合に限って保証サービスの対象となります。

過去一年以内に滞納があるユーザーは保証サービスの対象となりませんので、 ご注意下さい。

#### 3 ユーザーへの説明と契約

#### 【事前の準備】

販売店ごとに作成された管理サイトの画面(以下、「管理サイト」といいます。) の右上に「各種書類」というメニューがあります。そこを開いていただき、保証 委託契約書と保証委託契約書兼領収証をダウンロードして印刷します。

保証委託契約書兼領収証には当社の印鑑が押されていますので、できるだけ カラーで印刷するようにお願いします。それらの書類には販売店の住所と名称 を記入する欄がありますので、販売店のゴム印を押捺して下さい。

### 【ユーザーへの説明内容】

ユーザーに対しては、(1)保証会社に対して保証料 1000 円を支払うことで保証会社が 10 年間ユーザーの料金支払債務を保証すること、(2)そのため、ユーザー自身で保証人を用意したり高額の保証金を支払う必要がないことを説明して下さい。

保証料には消費税がかからないことも、質問があれば、説明をお願いします。

#### 【契約書のサイン】

ユーザーには保証委託契約書にサインをしてもらって下さい。住所等の情報を販売店から当社に提供することについて了解を得れば(契約書の該当欄にチェック)、住所等を記入する必要はありません。

保証委託契約書は販売店で保管して頂きますので、当社へ郵送する必要はありません。

#### 【保証料の受領】

ユーザーから保証料 1000 円を受け取ってください。そして、保証料の支払いと引き換えに保証委託契約書兼領収証を渡して下さい。保証料には消費税はかかりませんし、領収証に印紙を貼る必要もありません。

#### 【保証料を販売店が負担する場合】

保証料をユーザーから徴収せず、販売店において負担されるケースもあると 思いますが、その場合、販売店からユーザーに対して保証料を請求せず、また、 保証委託契約書兼領収証も交付しないようにして下さい。

この場合は、委託のない保証契約となります。

### 4 ユーザー情報の登録

保証委託契約を締結したユーザーについては、その月の月末まで管理サイトに登録して下さい。月末までに登録できない場合は、翌月に登録していただくことになりますが、翌々月以降になることがないようにお願いします。

登録の方法は、(1)登録フォームに 1 人ずつ入力する方法と、(2)CSV ファイルをアップロードする方法があります。

CSV ファイル登録に必要な項目は、「氏名,ふりがな,住所 1,住所 2 電話番号,契約年月日」であり、この順序で 1 ユーザー1 行で作成し、アップロードしてください。確認画面で確認のうえ、承認ボタンをクリックしてください。

住所1には番地までを入力し、住所2はアパート名と部屋番号を入力して下さい。

### 5 保証料の送金等

販売店が登録したユーザーは販売店ごとに自動集計され、納めるべき保証料の総額が翌月 1 日までに管理サイトに掲載されますので、管理サイトに「送金額」と表示された金額を送金してください。

また、滞納したユーザーに関して当社に保証履行請求をおこない、当社が承認 した場合には、送金すべき保証料の合計額から保証履行額が控除されます。これ も自動計算されて管理サイトに表示されますので、ご確認下さい。

※保証履行の請求手続については後述します。

当月に送金すべき保証料合計額を保証履行額が上回る場合には翌月以降に精 算されることとなります。

これらの計算はすべて自動的に行われ、管理サイトにおいて、当社に送金すべき金額を確認することができます。

販売店は、管理サイトに表示された金額を翌月 20 日までに当社の銀行口座に振り込んで頂きます。この口座番号は販売店毎に異なっており、管理サイトに表示されていますので、ご確認下さい。

振込手数料は販売店においてご負担頂きますので、振り込まれる保証料額から控除することはご遠慮下さい。

万が一、振込金額に過不足が生じた場合には翌月以降、精算致します。

## 6 ユーザー情報の変更・解約

ユーザー情報に変更が生じた場合には、管理サイトにおいて当該ユーザーを 選択して頂き、内容を変更し、必ず変更の理由を記入してください。

変更年月日、変更理由を簡単に記入して頂きますが、同じユーザーについて再度の変更がある場合、前回までの変更理由は削除せずに追加してご記入くださ

٥,٠٧

ユーザーとの供給契約が解約等により終了した場合、管理サイトにおいて当該ユーザーの解約年月日をご記入ください。

#### 7 保証期間

保証契約の期間は、ユーザーとの保証委託契約を締結した月の翌月1日から 10年間です。10年経過により、契約は自動的に終了し、契約期間中の滞納に ついては保証の対象となりますが、契約期間終了後の滞納については保証対象 外となります。

保証期間終了時に契約を更新する場合には、ユーザーから保証料1000円を受領し、管理サイトの当該ユーザー欄の更新ボタンをクリックして更新手続を行ってください。

## 8 保証履行の請求

ユーザーが料金を滞納した場合、ユーザーに対してはこれまでと同じように 督促を行って下さい。

督促をしても支払がない場合には、管理サイトから保証履行請求をすることができます。

管理サイトに、(1)滞納料金の金額、(2)滞納の状況、(3)督促の状況を記入してください。

当社が審査を行い、承認になれば、保証履行致します。保証履行は、販売店から当社に対して支払われる保証料と相殺する方法で行います。仮に、承認された保証履行額が当月の保証料の合計額より少ない場合は、保証料合計額の限度で保証履行することとなり、その差額は翌月に繰り越しとなります。

#### 9 保証履行の上限

### 【ユーザーごとの上限】

保証履行の上限は3ヶ月分の滞納料金と5万円のいずれか低い金額となります。ユーザーの滞納が3ヶ月分となる前に閉栓されることが多いと思いますが、仮に滞納が4ヶ月分となった場合でも、当社の保証は3ヶ月分が上限となります。

#### 【販売店ごとの上限】

もう一つ販売店ごとに設定される上限額があります。これは過去12 + 7に支払った保証料総額の7割から、過去11 + 71に履行された保証額を差し引いた残額が当月の保証履行額の上限となるというものです。この考え方は、ユーザーが支払保証料のうち7割を保証履行に充て、残りの3割を管理費に充てるという制度設計から導かれる上限額です。

シミュレーションでは、この上限額に達することはほぼないと考えられるため、この上限額により保証履行を行わないという設定はシステム上していませんが、度々上限を超える販売店があるような場合には、この上限額にしたがって保証履行を停止する場合があります。

### 10 保証料の返還

ユーザーと販売店との供給契約が終了した場合、ユーザーに料金の滞納がないことを条件に、ユーザーは当社に対して、残期間(年単位で計算し端数は切り捨てる。)に相当する保証料の返還を請求することができます。

この場合、ユーザーは当社が指定する保証料返還請求書(当社サイトでユーザーがダウンロード)を利用することになりますので、ユーザーが販売店に対して(1)供給契約終了の年月日、(2)滞納料金がないことの証明を求めた場合、販売

店はその内容を確認の上、証明の押印して下さい。

保証料返還請求書はユーザーが直接当社へ郵送することになっていますので、 販売店で預からないで下さい。

### 11 管理者の追加

販売店において最初に管理者として登録された方は、上級管理者となります。 上級管理者は、管理者を追加登録したり、変更することができます。また、上級 管理者を追加、変更することもできます。

### 12 販売店情報の変更

販売店の住所は、名称、電話番号などが変更となった場合には、上級管理者と してログインして登録情報を変更して下さい。